毎週火・金曜日発行 (当日が休日に当たるときは繰下発行)

0

 \bigcirc

| | 日まで | | 中核施設 | _ t | | 政治資金規正法の規定による政治団体の届出 |
|------------------------|----------------|--|---------------|---------|-----------------|-------------------------------------|
| 平成二十三年三月三十一 | 平成二十 | | 域健康生きがい | | | 選挙管理委員会告示 |
| 平成十八年四月一日から | 平成十八 | 財団法人さぬき市施設管理公社 | 香川県立大川圏 | = | | る規則 |
| | 日まで | | | | 領の一部を改正す | ●香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正す |
| 平成二十三年三月三十一平成十八年匹月一日から | 平成二十八 | 高松市番町一丁目一〇番三五号 財団法人かかれ傾康福祉機構 | 総合センター番川県社会福祉 | | | 公安委員会規則 |
| | | - Table State | | | | 指定管理者の指定 |
| 十三年三月三十一 | ヨ | 高松市中野町二三番二号 | 林公園 | | | 教育委員会告示 |
| 平成十八年四月一日から | 平成十八 | 香川県森林組合連合会 | 香川県満濃池森 | <u></u> | (都市計画課) | 土地区画整理事業の事業計画の変更の認可(二件) |
| | 日まで | 高松市太田下町一三六四番地六 | | | | 公告 |
| 平成二十三年三月三十一 | 平成二十 | クを見れる。 | | | ~ " | 道路の区域変更(七件) |
| 八手四月一日から | 平成十八 | 寺定非営利舌勧去人どんぐうネットフー | ドンゲノランド | 七 | ~ " | 道路の区域決定 |
| 4 | 日までこ | 作多及者を人のご田)写二三丑丑者かっ | | | ~ " • | 道路の路線の廃止 |
| 平成二十三年三月三十一平成十八年四月一日から | 平成ナル | 中多度都まっかう叮川東二三丘丘番也一財団法人ことなみ振興公社 | 大川山野営場 | | (道路保全課) | 県道の路線の認定 |
| | E = - | | | | ~ " | 児童福祉法の規定による事業の廃止の届出 |
| 甲戌二十三年三月三十一 | 平成二十 | 高松市塩江町安原下第二号一六四五番地 | 野営場 | 五 | · · · | 児童福祉法の規定による事業者の指定(二件) |
| 平成十八年四月一日から | 平成十八 | 特定非営利活動法人しおのえ | 県民いこいの森 | | ~ " | 知的障害者福祉法の規定による事業の廃止の届出 |
| 方 (其 間 | 拼 | る事務所の所在 | 2の放記の名称 | 四 | ~ " • | 知的障害者福祉法の規定による事業者の指定 (二件) |
| D 月 | | 定管理者の名 | いの世段の記述 | | ~ " | 身体障害者福祉法の規定による事業の廃止の届出 |
| 鍋 武 紀 | 真鍋 | 香川県知事 | | Ξ | (障害福祉課) | 身体障害者福祉法の規定による事業者の指定(二件) |
| | | 年三月二十八日 | 平成十八年三 | _ | (人事・行革課) | 指定管理者の指定 |
| | | 次のとおり指定した。 | 指定管理者を次の | | | 告 示 |
| 二項の規定により、 | | (昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、第二百四十六号 | 地方自治法(昭) | ジ | 県法規集掲載事項)ページ | 目次(●印は、 |
| | | | | ; | | |
| | | 告 示 | | 3 月2 | | |
| 八 | 田 () 雇 出 | 規正法の規定による資金管理団体の取消しの届出規正法の規定による政治団体の解散等の届出規正法の規定による政治団体の解散等の届出事項の景重の届出 | 政治資金規正的治資金規正 | 8日(火曜日 | 第 24 号 | 香叫果靴 |
| | | | | | | |

香

Ш

県

報

平成十八年三月二十八日

(第九三三号)

| Ш |
|-------------|
| 県 |
| 報 |
| 平成十八年三月二十八日 |

| 女木島野営場 | ターションセン | 香川県ふじみ園 | 香川県ふじみ園、 | 香川県聴覚障害 | 香川県身体障害 | 中核施設域健康生きがい | 中核施設 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 中核施設 域健康生きがい 三豊圏 | 設 生きがい中核施 宇多津圏域健康 香川県立坂出・ |
|-----------------------------------|---|-----------------------------------|-----------------------------------|------------------------------------|---|---|---|-----------------------------------|------------------------------------|
| 高松市宮脇町一丁目五番一七号丸高建設株式会社 | 高松市田村町一一一四番地でリテーションセンター事業団 | 社会福祉去人香川県身本障害者総合リハ丸亀市飯山町東坂元三六六七番地 | 社会福祉法人香川県社会福祉事業団高松市太田上町四〇五番地一 | 社団法人香川県ろうあ協会坂出市西庄町一六三五番地一 | 社会福祉法人清水園高松市番町一丁目一〇番三五号財団法人香川県視覚障害者福祉協会 | 木田郡三木町大字氷上二九四〇番地一財団法人三木町健康生きがい財団 | 小豆郡小豆島町西村甲一九四一番地一財団法人内海町オリーブ公園振興公社 | 三豊市豊中町本山甲二〇一番地一 | 綾歌郡宇多津町浜六番丁八八番地財団法人宇多津町振興財団 |
| 日まで日まで日まで | 日まで日まで日まで | 平成十八年四月一日から | 平成十八年四月一日から日まで | 平成十八年四月一日から | 平成十八年四月一日から平成十八年四月一日から | 日まで 平成二十三年三月三十一 日まで | 平成十八年四月一日から 平成二十三年三月三十一 | 日まで 平成二十三年三月三十一 日まで | 日まで平成十八年四月一日から |
| 島団地) 番川県営住宅及 | 島団地を除く。) 香川県営住宅及 | さぬき空港公園 | 土器川公園 | 公園 | 緑地第三駐車場、港湾緑地第三駐車場、港湾緑地第 | は、 プロス できません では、 ていま、 工漢・地区 できません アート できません アート できません かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい | | 国際会議場、展 | |
| 香川郡直島町一一二二番地一直島町 | 高松市磨屋町六番地四香川県建築設計協同組合 | 高松市鬼無町鬼無七四一番地一高松市造園事業協同組合 | 丸亀市大手町二丁目三番一号丸亀市 | 小豆郡小豆島町西村甲一九四一番地一財団法人内海町オリーブ公園振興公社 | | | | シンボルタワー関発株式会社坂出市室町二丁目三番五号 | 坂出市番の州町七番地の一坂出市番の州町七番地の一 |
| 日まで 平成二十一年三月三十一 平成二十一年三月三十一 | 平成十八年六月一日から 平成二十一年三月三十一 平成二十一年三月三十一 | 日まで 平成二十一年三月三十一 平成二十一年三月三十一 | 日まで 平成二十一年三月三十一 平成二十一年三月三十一 | 日まで 平成二十三年三月三十一 平成二十三年三月三十一 | | | 日まで日まで | 平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一平成二十三年三月三十一 | 平成十八年四月一日から平成十八年四月一日から |

川 県 報 平成十八年三月二十八日

香

り、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十七条の四第一項の規定によ香川県告示第二百四十七号

平成十八年三月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県告示第二百四十八号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十七条の四第一項の規定によ

平成十八年三月二十八日 り、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した**。**

香川県知事 真鍋 武

紀

| 介護 | 日月二十一 | 四甲二一〇〇番地小豆島町池 | 城甲四四番地九五小豆島介護サービ | 三七000- |
|--------------|--------|--|---------------------------------|---------|
| 介護 | 三月二十日日 | では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 | 一 町四條七三四番地中多度郡まんのう町社会福 まんのう町社会福 | 三七0001 |
| 指定年月日サービスの種類 | | 所 在 地申請者の名称及び | 所 在 地 事業所の名称及び | 番 指定事業所 |

| 四 0 四五 | 三七〇〇〇一一七 |
|---|--------------------|
| 二七六番地 綾歌郡綾川町滝宮 議会居宅介護事業 議川町社会福祉協 | 〇七一番地二 小豆島町介護サー |
| 二七六番地町社会福祉協議会工七六番地 | 四甲二一〇〇番地小豆島町池 |
| 日 三 平 月二十八 十 一 年 | 日三平月二十八一年 |
| 介護 骨体障害者居宅 | 介護 |

香川県告示第二百四十九号

指定居宅支援事業者から当該指定居宅支援の事業の廃止について次のとおり届出があった。身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十七条の二十の規定により、

平成十八年三月二十八日

香川県知事 真鍋 武紀

| 介護 | 三月二十日 4 | 小豆郡池田町大字 池田町 | 池田町訪問介護サ | 三十000六 000六 000六 |
|---------|-----------|---|---------------------------------|----------------------------|
| 介護害者居宅 | 三月十九日 | 番地五 十郷字生間四一五 中級 長祖 社会福祉協議会 社会福祉協議会 | 番地五 十鄉字生間四一五 中多度都仲南町大会福祉協議会 一五 | 三七〇〇〇 六 |
| 介護寄者居宅 | 三月十九日 | 田一九七四 一 | 田一九七四 一 | 三七000 一六00三 一 |
| 介護害者居宅 | 三月十九日 | 條七三四番地一 中多度郡満濃町四 町社会福祉協議会 社会福祉法人満濃 | 條七三四番地一 仲多度郡満濃町四 町社会福祉協議会 | 三七0001 -0001 |
| サービスの種類 | 廃止年月日 # | 所 在 地 主たる事務所の 申請者の名称及び | 所 在 地事業所の名称及び | 番 指定事業所 |

Ш

香川県知事

真

鍋

武

紀

| | 介護 | 三月二十日 十八年 | 滝宮二七六番地 綾歌郡綾南町大字 町社会福祉協議会 社会福祉法人綾南 | 淹宫二七六番地 綾歌郡綾南町大字 町社会福祉協議会 社会福祉法人綾南 | 三七〇〇〇 |
|----|--------------------|--------------|---|---|--|
| | 介護 | 三月二十日 | 甲三四三 三 町社会福祉協議会 | 下三三五二番地一町社会福祉協議会社会福祉法人綾上 | 二 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 |
| | 介護 宇 者居宅 | 三月二十日 | 甲一四四番地九〇 小豆都内海町安田 内海町 | 甲四四番地九五小海町へルパース内海町へルパース | 10001111 |
| #5 | | | 四四二〇〇番地 | 小豆郡池田町大字 小豆郡池田町大字 | 八 |

香川県告示第二百五十号

指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。 知的障害者福祉法 (昭和三十五年法律第三十七号) 第十五条の五第一項の規定により

平成十八年三月二十八日

香川県知事 真 鍋 武

紀

| <u>1</u> | ; ; ; ; | 丁目二四四番地 九亀市土器町西四 | 丁目二四四番地丸亀市土器町西四 | 四(|
|----------|------------------|----------------------|-----------------|--------|
| 知的障害者居宅 | 平成十八年 | 有限会社ケア・ス | どき介護ステーシ | 100001 |
| サービスの種類 | 指定年月日 | 所 在 地主たる事務所の申請者の名称及び | 所 在 地事業所の名称及び | 番指定事業所 |

香川県告示第二百五十一号

指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。 知的障害者福祉法 (昭和三十五年法律第三十七号) 第十五条の五第一項の規定により、

平成十八年三月二十八日

| 共 | ., | | -t | - 5 |
|----------------------------|---|------------------|--|-------------------|
| | 一三七〇〇〇〇二 | 三七000二 | 01 10回11 11000年 | 番 定事業所 |
| 二七六番地 二七六番地 二七六番地 演奏居宅介護事業 | を ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 城甲四四番地九五八豆島介護サービ | 一 町四條七三四番地 神の ・ | 所 在 地 事業所の名称及び |
| 二七六番地町淮宮市社会福祉協議会 | 中 | 四四二一〇〇番地小豆島町池 | では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 | 所 在 地 主たる事務所の |
| 日三乳月月日十月日日 | 日 三 成 一 二 十 八 年 | 日月二十八年 | 三月二十日 | 指定年月日 |
| 介護 | 介護智者居宅 | 介護知的障害者居宅 | 介護 知的障害者居宅 | サービスの種類 |

香川県告示第二百五十二号

居宅支援事業者から当該指定居宅支援の事業の廃止について次のとおり届出があった。 知的障害者福祉法 (昭和三十五年法律第三十七号) 第十五条の二十の規定により、指定

平成十八年三月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

| | | 地 | 在 | 所 | ŧ | ť | F | 1 5 | |
|---------|-------|---------------------------------------|-----------------|------|-----|------|----|------------------------|--|
| サービスの種類 | 廃止年月日 | が の の の の の の の の の | 主たる事務所の申請者の名称及び | 主申た請 | 及しび | 所の名称 | 事業 | 番 号が 王 也指定事業所 事業所の名称及び | |

| Ш |
|----------------------------|
| 県 |
| 報 |
| |
| 平成十 |
| 公里 |
| 月十 |
| $\overset{\wedge}{\vdash}$ |

香川県告示第二百五十三号 三七000I 三七000二 10000I 100001 10000I 00四 〇 〇 〇 〇 六 〇 〇 三 六 <u>00</u>元 001 七 **滝宮二七六番地 耐社会福祉協議会 町社会福祉協議会** 甲四四番地九五小豆郡内海町片城 番地五 十郷字生間四一五仲多度郡仲南町大 町社会福祉協議会社会福祉法人仲南 下三三五二番地一綾歌郡綾上町山田 社会福祉法人綾上 内海町ヘルパース 池田町訪問介護サ 町社会福祉協議会 テーション ピス **滝宮二七六番地 村会福祉協議会** 町社会福祉協議会 四 池田二一〇〇番地 池田町 甲一四四番地九〇小豆郡内海町安田 内海町 番地五 里四三 Ξ 三月十九日 三月二十日 平成十八年 三月二十日 平成十八年 三月二十日 平成十八年 平成十八年 平成十八年 三月二十日 介護 知的障害者居宅 介護知的障害者居宅 介護 介護 知的障害者居宅 知的障害者居宅 知的障害者居宅

定居宅支援事業者を次のとおり指定した。 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の十第一項の規定により、 指

平成十八年三月二十八日

||100001

000

條七三四番地一 中多度郡満濃町四 中多度郡満濃町四 大会福祉法人満濃

條七三四番地一 中多度郡満濃町四 町社会福祉協議会 社会福祉法人満濃

三月十九日平成十八年

介護知的障害者居宅

110000I

琴南町ホー ムヘル

琴南町

田一九七四 仲多度郡琴南町造

> 三月十九日 平成十八年

> 介護 知的障害者居宅

プステーション

001

五

香川県知事 真 武 紀

| 三 | 番 指定事業所 |
|---------------------------------------|------------------------------|
| 丁目二四四番地 丸亀市土器町西四 ョン どき介護ステーシ | 所 在 地事業所の名称及び |
| 丁目二四四番地 丸亀市土器町西四 テーション 有限会社ケア・ス | 所 在 地 主たる事務所の 申請者の名称及び |
| 三月十六日 | 指定年月日 |
| 児童居宅介護 | サービスの種類 |

香川県告示第二百五十四号

定居宅支援事業者を次のとおり指定した。 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の十第一項の規定により、

指

平成十八年三月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

| 児童居宅介護 | 日三月二十一 | 四甲二一〇〇番地小豆島町池 | 〇七一番地二小豆島町介護サー | 三七〇〇〇三 日 日 |
|---------|--------|------------------------------|---------------------------------|--|
| 児童居宅介護 | 日三月二十一 | 四甲二一〇〇番地小豆島町池 | 城甲四四番地九五小豆島介護サービ | 七 0 四三 1 0 0 1 1 1 1 1 1 1 |
| 児童居宅介護 | 三月二十日 | 一 | ー 町四條七三四番地中多度郡まんのう町社会福 まんのう町社会福 | 三七〇〇〇三 一九 四二一 |
| サービスの種類 | 指定年月日 | 所 在 地 主たる事務所の 申請者の名称及び | 所 在 地事業所の名称及び | 番 指定事業所 |

Ш

県

三七〇〇〇三 綾歌郡綾川町滝宮 町社会福祉協議会 社会福祉法人綾川 二七六番地 三月二十一平成十八年 日 児童居宅介護

香川県告示第二百五十五号

宅支援事業者から当該指定居宅支援の事業の廃止について次のとおり届出があった。 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の二十の規定により、指定居

平成十八年三月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

| 틒 | = | = = = | === | 그그를 | 番指 |
|------------------|-------------------|---|------------------------|--------------------------|------------------------------|
|) 0 0 0 | 1000 1 | 10000 1 | 四0011 | キ 1000 1000中 | 定事業 |
| \equiv | 六 三 | K I | - = | | 号所 |
| 三七〇〇〇三 内海町ヘルパース | 四池田二一〇〇番地地田町訪問介護サ | 番地五 十郷字生間四一五 中多度郡仲南町大 町社会福祉協議会 | 田一九七四 一 | 條七三四番地一町社会福祉協議会祖法人満濃 | 所 在 地事業所の名称及び |
| 内海町 | 四 四 〇〇番地 田町大字 | 番地五十郷字生間四一五十郷字生間四一五大会福祉協議会 | 田一九七四 一 中多度郡琴南町造 | 條七三四番地一町社会福祉協議会工会福祉法人満濃 | 所 在 地 主たる事務所の 申請者の名称及び |
| 平成十八年 | 三月二十日日 | 三月十九日 日 日 | 三月 十九 日 | 三月 中 九 日 | 廃止年月日 |
| 児童居宅介護 | 児童居宅介護 | 児童居宅介護 | 児童居宅介護 | 児童居宅介護 | サービスの種類 |

| 児童居宅介護 | 三月二十日 | 滝宮二七六番地 綾歌郡綾南町大字 町社会福祉協議会 社会福祉法人綾南 | 滝宮二七六番地 綾歌郡綾南町大字 町社会福祉協議会 社会福祉法人綾南 | 三七〇〇〇三 |
|--------|-------|---|---|--|
| 児童居宅介護 | 三月二十日 | 甲三四三 三 | 下三三五二番地一綾歌郡綾上町山田町社会福祉協議会社会福祉法人綾上 | 三 1000 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 |
| | 三月二十日 | 甲一四四番地九〇 | 甲四四番地九五小豆郡内海町片城 | 一五 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |

香川県告示第二百五十六号

に認定する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第七条の規定に基づき、県道の路線を次のよう

月十八日まで一般の縦覧に供する。 その関係図面は、香川県土木部道路保全課において平成十八年三月二十八日から同年四

平成十八年三月二十八日

| 香 |
|-------|
| 香川県知事 |
| 県 |
| 知 |
| 事 |
| |
| _ |
| 真 |
| |
| AEI |
| 鍋 |
| |
| 武 |
| E(|
| |
| 紀 |
| |
| |

| - F / | - - - | 耳 | |
|-------------|-------------------------|--------|--------------------|
| 南本 N Z 条 | | E | 官 各 泉 |
| 琴 | 高 | 終 | 起 |
| 平 | 松 | | |
| 町 | 市 | 点 | 点 |
| まんのう町 | 总綾 亀川 卜町 | 重要な無災地 | 直要公圣马也 |

香川県告示第二百五十七号

止する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十条第一項の規定に基づき、県道の路線を廃

四月十八日まで一般の縦覧に供する。 その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年三月二十八日から同年

平成十八年三月二十八日

Ξ 四月十八日まで一般の縦覧に供する。 四月十八日まで一般の縦覧に供する。 のように変更し、同項の規定に基づき告示する。 のように決定し、同項の規定に基づき告示する。 その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年三月二十八日から同年 その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年三月二十八日から同年 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次 香川県告示第二百五十九号 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次 香川県告示第二百五十八号 路線 百七十六 道路の種類 仲多度郡琴平町大字榎井字中ノ町七 高松市勅使町字山王五五八番四地先から 平成十八年三月二十八日 平成十八年三月二十八日 道路の区域 一地先まで 名 X 県道 (一般) 高松琴平線 (二百八十二号) 高松綾南線 間 一番 綾 高 香川県知事 (メートル) (メートル) 敷地の幅員 延 長 六・〇 S Ш 松 六・五 町 市 真 二三七一六 鍋 決定 号旧道移管 国道三十二 武 備 考 紀 四月十八日まで一般の縦覧に供する。 のように変更し、同項の規定に基づき告示する。 その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年三月二十八日から同年 香川県告示第二百六十号 路線名 道路の種類 道路の区域 平成十八年三月二十八日 県道 (一般) 高松志度線 (二百七十二号) 香川県知事 真

香川県知事 真 鍋 武 紀

道路の種類 県道(一般)

路線名 高松志度線 (二百七十二号)

道路の区域

整

理

番号

認

定

路 線

名

起

点

香川県知事

真

鍋

武

紀

終

点

重要な経過地

| 九番五地先まで 高松市牟礼町原字下井出西――二 三番二地先から | 九番五地先まで高松市牟礼町原字下井出西一一二 | 三番二地先から高松市牟礼町原字下井出西一一 | 五番一地先まで高松市牟礼町原字下井出西一一 | 〇番一地先から高松市牟礼町原字下井出西一一 | 区間 |
|---------------------------------------|------------------------|-----------------------|-----------------------------|-----------------------|------------------------|
| = = | = | = | 六 | 六 | |
| 後 | | 育 | Û | | 前変 後 別更 |
| 三六 | 二六 :六 | -0. | 七 ⁹ - | 5 ≡ · · | (メートル) (メートル)敷地の幅員 延 長 |
| 三五〇 | | | - - - 1 | - | (メートル) 延 長 |
| | | | ス 月 牧 化 | 移管による | 備考 |

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次

(第九三二三号)

香

Ш

報

平成十八年三月二十八日

武

紀

Ш

八

| 香川県告示第二百六十二号 | | - = t | 二 元 - | 後 | 番ー池先まで高松市牟礼町原字中山田一七七一 |
|------------------------|------------------|-------------------------------|-------------|-----------------|-----------------------|
| 番三地先まで高松市牟礼町大町字川東一三七二 | | - | 九 九 | Ź | 一地先から高松市牟礼町原字上所一七〇九番 |
| 一地先から高松市牟礼町大町字役戸四〇六番 | | - = t | 二 九 - | | 番一地先まで高松市牟礼町原字中山田一七七一 |
| 番三地先まで高松市牟礼町大町字川東一三七二 | | - - - | 九 九 | į | 一地先から高松市牟礼町原字上所一七〇九番 |
| 一地先から高松市牟礼町大町字役戸四〇六番 | 7 月 ヤ 化 | - <u>P</u> 3 | 九 六 | វា | 一地先まで高松市牟礼町原字上所一七三三番 |
| 番一地先まで高松市牟礼町牟礼字下窪一一三三 | 移管による | - 9 | ; ; , | | 一地先から高松市牟礼町原字上所一七〇九番 |
| 番七地先から 高松市牟礼町大町字役戸二三八七 | 備 | (メートル) 敷地の幅員 延 長 | (メートル)敷地の幅員 | 前 変 後 別 更 | 固 |

一六・〇

六・〇

七三五

前

二四・四 ⁵八·八

二三四五

不用物件化 移管による

後

六・〇

七三五

一六・〇

香川県告示第二百六十一号

のように変更し、同項の規定に基づき告示する 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年三月二十八日から同年

四月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年三月二十八日

香川県知事 真 武 紀

道路の種類 県道(一般)

路線 道路の区域 名 八栗原線 (百四十五号)

Ξ

X 間 前*变* 後 別 更 (メートル) 敷地の幅員 (メートル) 延 長 備 考

のように変更し、同項の規定に基づき告示する。 |路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次

四月十八日まで一般の縦覧に供する。 その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年三月二十八日から同年

平成十八年三月二十八日

道路の種類 県道 (主要地方道)

香川県知事

真

鍋

武

紀

路線名 高松牟礼線 (三十六号)

道路の区域

| 区 | 間 | 前変 後 別更 | (メートル)敷地の幅員 | (メートル) 敷地の幅員 延 長 | 備考 |
|-------------------|----------------|---------------|-------------|---------------------------|------------------|
| 一地先から高松市牟礼町大町字役戸一 | 字役戸一二六番 | | 三四 | | 移管による旧道の市道 |
| 番地先まで高松市牟礼町大町 | まで年礼町大町字塩屋一〇三七 | 前 | — 四 九 | - (1 | ラ 料 化 イ |

香川県告示第二百六十三号 番二地先まで高松市牟礼町大町字川東一〇三六 番二地先まで 高松市牟礼町大町字川東一〇三六 高松市牟礼町大町字役戸一二六番 高松市牟礼町大町字役戸一二六番 一地先から 地先から 後 四〇:二 四〇:二 九:三 九・三 = 0 <u>≡</u> 0

のように変更し、同項の規定に基づき告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年三月二十八日から同年

四月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年三月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

道路の種類 県道 (主要地方道)

路線 名 三木牟礼線 (三十八号)

Ξ 道路の区域

| 〇番一地先まで高松市牟礼町原字 | 八番一地先から高松市牟礼町原字下井出西 | X |
|------------------------|---------------------|---------------|
| ○番一地先まで高松市牟礼町原字下井出西一二七 | 于井出西一三四 | 間 |
| 後 | 前 | 前変 後 別更 |
| 八·七 二·0·二 | 三、二 | (メートル)敷地の幅員 |
| 八八 | 八八 | (メートル) 延 長 |
| | を 移管による 旧道の市道 | 備考 |

香川県告示第二百六十四号

香

Ш

報

平成十八年三月二十八日

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次

のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年三月二十八日から同年

四月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年三月二十八日

香川県知事

武

紀

道路の種類 国道 (一般)

路線名 三百七十七号

Ξ 道路の区域

| 先まで 後 ハ・ー エル・〇 平成十六年 作まで 人・一 五一七 本川県告示 作まで 八・一 本一 本一 本一 本日八十五 中で設置し た迂回路の た迂回路の た迂回路の 本日 本 | X | 間 | 前変 後 別更 | (メートル)敷地の幅員 | (メートル) 延 長 | 備考 |
|---|----------|--------|---------------|---------------|------------------|------|
| 後 前 二九·〇 二九·〇 二五七 〇 | | | | ~ | 五 七 | 香川県大 |
| 後 - 四·O - 六-O - 六-O - 六-O | 東かがわ市入野山 | 二四六番地先 | ΰ | 二九・〇 | | 七百八十 |
| 後 | から | | À | 四・〇 | : | た迂回路 |
| 後 | | | | -] | 六〇 | 廃止 |
| 後 : : : : : : : : : | 東かがわ市入野山 | 三五三番二地 | | 回・0 | | , |
| <u>.</u> , | 先まで | | <u>}</u> | 八 <u>-</u> | i - | |
| 二九・〇 | | | 後 | 二 九 〇 | 五七 | |

香川県告示第二百六十五号

のように変更し、同項の規定に基づき告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年三月二十八日から同年

四月十八日まで一般の縦覧に供する。 平成十八年三月二十八日

香川県知事

真

武

紀

路線名 道路の種類 県道 (主要地方道) 塩江屋島西線 (三十号)

道路の区域

(第九三二三号)

九

Ш

| 行者 | 004 | 三六〇 | 後 | 前田西町字穂村一一番九地 | 先まで高松市前田西 |
|--|------------------|----------------------------|---------------|-------------------|------------|
| う う う う う り い 事 に よ り し い り り り り り り り り り り り り り り り り り | 004 | ≣√九六六 | 前 | 先から松市前田東町字山下六三四番五 | 地先から高松市前田東 |
| 備 | (メートル) 延 長 | (メートル) (メートル) 敷地の幅員 延 長 | 前変 後 別更 | 間 | X |

告

公

香川県公告第百七十四号

たので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。 三ノ池中地区土地区画整理組合に係る土地区画整理事業の事業計画の変更について認可し 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により飯山町

平成一八年三月二十八日

香川県知事 武 紀

組合の名称

飯山町三ノ池中地区土地区画整理組合

事業施行期間 (変更後)

平成十二年一月二十五日から平成二〇年三月三十一日まで

Ξ 施行地区

丸亀市飯山町東坂元字三ノ池の一部

四 事務所の所在地

丸亀市飯山町川原一一一四番地

五 設立認可の年月日

平成十二年一月二十五日

平成十八年三月二十八日

六 変更認可の年月日

香川県公告第百七十五号

島田北地区土地区画整理組合に係る土地区画整理事業の事業計画の変更について認可した 土地区画整理法 (昭和二十九年法律第百十九号) 第三十九条第一項の規定により飯山町

ので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年三月二十八日

香川県知事

武

紀

組合の名称

飯山町島田北地区土地区画整理組合

事業施行期間 (変更後)

平成十三年十二月十一日から平成二十一年三月三十一日まで

Ξ 施行地区

丸亀市飯山町下法軍寺字島田の一部

四 事務所の所在地

丸亀市飯山町川原一一一四番地

五 設立認可の年月日

平成十三年十二月十一日

変更認可の年月日

六

平成十八年三月二十八日

教育委員会告示

香川県教育委員会告示第六号

地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百四十四条の二第三項の規定により、

次のとおり指定管理者を指定した。

平成十八年三月二十八日

Ш 県 教 育 委 員

会

公の施設の名称 主指 た定 る管 事理 務者 所の の名 所称 在及 地び

> 指 間

定 の 期

| 平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一 |
|------------------------|
| |
| |
| |

公安委員会規則

こに公布する。 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則をこ

平成十八年三月二十八日

香川県公安委員会委員長 神 原

博

香川県公安委員会規則第四号

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則(平成十二年香川県公安委 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則

員会規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表一の項中「第八十三条の三第二項」を「第八十四条の二第二項」に改め、同表五の

項中

香

Ш

県

報

平成十八年三月二十八日

三第一項 第二百五十二条の三十 外部監査人の監査の適正かつ円滑な遂行に対 する協力

を

| | 他の普通地方公共団体の職員の派遣の要求 | |
|-------------|----------------------|--|
| - = | 他の普通地方公共団体からの職員の派遣の要 | |
| 第 丁 丁 | 求に対する措置 | |
| 第二百五十二条の十七 | 他の普通地方公共団体との間における職員の | |
| 第二項 | 派遣に係る知事との協議 | |
| 第二百五十二条の三十 | 外部監査人の監査の適正かつ円滑な遂行に対 | |
| 三第一項 | する協力 | |

に

改め、同表十二の項1中

第二十条

身分証明書の交付

を

| 第二十条 | 身分証明書の交付 |
|---------------|----------------------|
| 第二十三条 | 盗品売買等防止団体の承認及び不承認 |
| 第二十四条第一項 | 盗品売買等防止団体の承認の通知及び公示 |
| 第二十四条第二項 | 盗品売買等防止団体の不承認の通知 |
| | 盗品売買等防止団体の名称等の変更届出書の |
| 第二十王务第一項 | 受理 |
| 第二十五条第三項 | 盗品売買等防止団体の名称等の変更の公示 |
| | 盗品売買等防止団体の定款等に変更があった |
| 第二十五务第四项 | 場合の変更後の定款等の受理 |
| 年 二十二ユア 年 二十五 | 盗品売買等防止団体の業務規程又は情報管理 |
| 第二十五务第丑耳 | 規程の変更の認可及び不認可 |
| _ | 盗品売買等防止団体の事業計画書及び収支予 |
| 第二十万余第一耳 | 算書の受理 |
| | 盗品売買等防止団体の事業報告書及び収支計 |
| 第二十プ务第二項 | 算書の受理 |
| 節・コーンで作りに再 | 盗品売買等防止団体に対する報告又は資料の |
| | 提出の要求 |

に

(第九三三号)

Ш

| 第二十七条 | 治に から |
|----------|---|
| 第二十八条第一項 | 盗品売買等防止団体の廃止届出書の受理 |
| 第二十八条第三項 | 盗品売買等防止団体の廃止の公示 |
| 第二十九条第一項 | 盗品売買等防止団体の承認の取消し |
| 第二十九条第二項 | 盗品売買等防止団体の承認の取消しの公示 |

改め、同表十九の項中1を2とし、2の前に次のように加える。

1 九号) 政令第四百七十 二第二項 (昭和二十七年 第三十八条の 道路法施行令 対する回答 係る道路管理者からの意見聴取に 道路上への自転車駐車場の設置に

別表二十一の項中「第七十八条の二第一項」を「第七十九条第一項」に、

第七十八条の二第二項 申出に係る苦情の処理の結果の文書による申 申出に係る苦情の処理の方針の決定 出者への通知 を

第八十条 第七十九条第二項 の一切の行為 (重要なものを除く。) 抗告訴訟等について県を代表して行う裁判上 の一切の行為 (重要なものに限る。) 抗告訴訟等について県を代表して行う裁判上 出者への通知 申出に係る苦情の処理の結果の文書による申 申出に係る苦情の処理の方針の決定

に

改め、同表二十七の項中「第十八条の二第五項」を「第十八条第五項」に、「第十八条の 二の項中 |第六項」を「第十八条第六項」に改め、同項1中「第十七条の二の二」を「第十八条第 |号及び第三号」に、「措置」を「関係公安委員会への通知及び連絡」に改め、同表三十

| 号)第四十五条第一項及び第二項の準用) | 第二十三条第三耳 |
|------------------------|----------|
| 訴訟行為 (民事訴訟法 (平成八年法律第百九 | 6二十二次6三頁 |
| 裁判所からの意見聴取に対する回答 | 第二十三条第二項 |
| 訴訟参加の申立て | 第二十三条第一項 |

| 取消訴訟についての裁判上の一切の行為(重要なものに限る。) 要なものを除く。) 取消訴訟についての裁判上の一切の行為(重要なものを除く。) 取消訴訟についての裁判所からの意見聴取に対する回答 取消訴訟における裁判所からの資料の提出の要求に対する回答 取消訴訟における裁判所からの資料の提出の要求に対する回答 取消訴訟における裁判所からの資料の提出の要求に対する回答 取消訴訟における裁判所からの記録の提出の要求に対する回答 | | 第三十 人 条第一頁 | | | 第二号 | 第二十三条の二第二項 | 第一号 | 第二十三条の二第二項 | 第二号 | 第二十三条の二第一項 | 第一号 | 第二十三条の二第一項 | | 第二十三条第三項 | | | 第二十三条第二頁 | 第二十三条第一項 | | 第十一条第六頁 | |
|---|----------------------|------------|----------|----------------------|----------|----------------------|----------|----------------------|----------|----------------------|----------|----------------------|-----------|------------------------|-----------------------|-------|----------------------|-------------------|-----------|-----------|----------------------|
| | 取消訴訟以外の抗告訴訟についての裁判上の | 条第六項の準用) | \smile | 取消訴訟以外の抗告訴訟についての裁判上の | 嘱託に対する回答 | 取消訴訟における裁判所からの記録の送付の | 要求に対する措置 | 取消訴訟における裁判所からの記録の提出の | 嘱託に対する回答 | 取消訴訟における裁判所からの資料の送付の | 要求に対する措置 | 取消訴訟における裁判所からの資料の提出の | 五条第一項の準用) | 民事訴訟法 (平成八年法律第百九号) 第四十 | 取消訴訟に参加した場合における訴訟行為 (| 対する回答 | 取消訴訟についての裁判所からの意見聴取に | 取消訴訟についての訴訟参加の申立て | 要なものを除く。) | 要なものに限る。) | 取消訴訟についての裁判上の一切の行為(重 |

を

| (第九三二三号) 一三 | () | 平成十八年三月二十八日 | 川県報 |
|------------------------|----------|-----------------------|---|
| 提出の要求に対する措置(第二十三条の二第一 | | (第二十三条第三項において準用する民事訴 | 第四十一条第一項 |
| しを求めるものにおける裁判所からの資料の | 第四十三条第一頁 | 当事者訴訟に参加した場合における訴訟行為 | |
| 民衆訴訟又は機関訴訟で処分又は裁決の取消 | | に対する回答(第二十三条第二項の準用) | |
| 事訴訟法第四十五条第一項の準用) | | 当事者訴訟についての裁判所からの意見聴取 | 第四十一条第一頁 |
| 行為(第二十三条第三項において準用する民 | | 二十三条第一項の準用) | - - - - 1 |
| しを求めるものに参加した場合における訴訟 | 第四十三条第一項 | 当事者訴訟についての訴訟参加の申立て (第 | 第四十一条第一項 |
| 民衆訴訟又は機関訴訟で処分又は裁決の取消 | | 第二項第二号の準用) | |
| 聴取に対する回答(第二十三条第二項の準用) | | の送付の嘱託に対する回答(第二十三条の二 | 第三十八条第三項 |
| しを求めるものについての裁判所からの意見 | 第四十三条第一項 | 無効等確認の訴えにおける裁判所からの記録 | |
| 民衆訴訟又は機関訴訟で処分又は裁決の取消 | | 第二項第一号の準用) | |
| (第二十三条第一項の準用) | | の提出の要求に対する措置(第二十三条の二 | 第三十八条第三項 |
| しを求めるものについての訴訟参加の申立て | 第四十三条第一項 | 無効等確認の訴えにおける裁判所からの記録 | |
| 民衆訴訟又は機関訴訟で処分又は裁決の取消 | | 第一項第二号の準用) | |
| の準用) | | の送付の嘱託に対する回答(第二十三条の二 | 第三十八条第三項 |
| 為(重要なものを除く。)(第十一条第六項 | | 無効等確認の訴えにおける裁判所からの資料 | |
| しを求めるものについての裁判上の一切の行 | | 第一項第一号の準用) | |
| 民衆訴訟又は機関訴訟で処分又は裁決の取消 | | の提出の要求に対する措置(第二十三条の二 | 第三十八条第三項 |
| の準用) | 第四十三条第一頁 | 無効等確認の訴えにおける裁判所からの資料 | |
| 為 (重要なものに限る。) (第十一条第六項 | | 用する民事訴訟法第四十五条第一項の準用) | |
| しを求めるものについての裁判上の一切の行 | | ける訴訟行為 (第二十三条第三項において準 | 第三十八条第一項 |
| 民衆訴訟又は機関訴訟で処分又は裁決の取消 | | 取消訴訟以外の抗告訴訟に参加した場合にお | |
| 第二号の準用) | | 項の準用) | |
| の嘱託に対する回答 (第二十三条の二第一項 | 第四十一条第一項 | らの意見聴取に対する回答(第二十三条第二 | 第三十八条第一項 |
| 当事者訴訟における裁判所からの資料の送付 | | 取消訴訟以外の抗告訴訟についての裁判所か | |
| 第一号の準用) | | の申立て(第二十三条第一項の準用) | 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 |
| の要求に対する措置 (第二十三条の二第一項 | 第四十一条第一項 | 取消訴訟以外の抗告訴訟についての訴訟参加 | 第三十 <i>人</i> 条第一頁 |
| 当事者訴訟における裁判所からの資料の提出 | | 条第六項の準用) | |
| 訟法第四十五条第一項の準用) | | 一切の行為(重要なものを除く)(第十一 | |

| | | | 静町上三条第二頁 | | | | | | | 第四十三条第二頁 | | | | | | 第四十三条第一耳 | 第四十三条第一頁 | | | 多四十三条第一耳 | 停叮上三条停一頁 | | | | 静町上三条第一頁 | | |
|----------|-------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------|----------------------|-----------------------|----------------------|
| | 二十三条第一項の準用) | 立て (第三十八条第一項において準用する第 | の確認を求めるものについての訴訟参加の申 | 民衆訴訟又は機関訴訟で処分又は裁決の無効 | 用) | 第一項において準用する第十一条第六項の準 | の行為(重要なものを除く。)(第三十八条 | の確認を求めるものについての裁判上の一切 | 民衆訴訟又は機関訴訟で処分又は裁決の無効 | 用) | 第一項において準用する第十一条第六項の準 | の行為(重要なものに限る。)(第三十八条 | の確認を求めるものについての裁判上の一切 | 民衆訴訟又は機関訴訟で処分又は裁決の無効 | 二項第二号の準用) | 送付の嘱託に対する回答(第二十三条の二第 | しを求めるものにおける裁判所からの記録の | 民衆訴訟又は機関訴訟で処分又は裁決の取消 | 二項第一号の準用) | 提出の要求に対する措置(第二十三条の二第 | しを求めるものにおける裁判所からの記録の | 民衆訴訟又は機関訴訟で処分又は裁決の取消 | 一項第二号の準用) | 送付の嘱託に対する回答 (第二十三条の二第 | しを求めるものにおける裁判所からの資料の | 民衆訴訟又は機関訴訟で処分又は裁決の取消 | 一項第一号の準用) |
| <u> </u> | | | 第四 | | | | | 第四 | | | | | 第四 | | | Į | <u>-</u> | 第四 | | | | \$ D | 第四 | | | 第 | |
| | | | 第四十三条第二項 | | | | | 第四十三条第二項 | | | | | 第四十三条第二項 | | | | | 第四十三条第二項 | | | | | 第四十三条第二頁 | | | 第四十三条第二耳: | |
| | 第二号の準用) | 三項において準用する第二十三条の二第二項 | 録の送付の嘱託に対する回答 (第三十八条第 | の確認を求めるものにおける裁判所からの記 | 民衆訴訟又は機関訴訟で処分又は裁決の無効 | 第一号の準用) | 三項において準用する第二十三条の二第二項 | 録の提出の要求に対する措置(第三十八条第 | の確認を求めるものにおける裁判所からの記 | 民衆訴訟又は機関訴訟で処分又は裁決の無効 | 第二号の準用) | 三項において準用する第二十三条の二第一項 | 料の送付の嘱託に対する回答(第三十八条第 | の確認を求めるものにおける裁判所からの資 | 民衆訴訟又は機関訴訟で処分又は裁決の無効 | 第一号の準用) | 三項において準用する第二十三条の二第一項 | 料の提出の要求に対する措置(第三十八条第 | の確認を求めるものにおける裁判所からの資 | 民衆訴訟又は機関訴訟で処分又は裁決の無効 | る第二十三条第三項の準用) | 訴訟行為(第三十八条第一項において準用す | の確認を求めるものに参加した場合における | 民衆訴訟又は機関訴訟で処分又は裁決の無効 | おいて準用する第二十三条第二項の準用) | 意見聴取に対する回答 (第三十八条第一項に | の確認を求めるものについての裁判所からの |
| | | 二条の二室 | (第三十八 | 裁判所から | 又は裁決の | | 二条の二第 | (第三十八 | 裁判所から | 又は裁決の | | 二条の二第 | (第三十八 | 裁判所から | 又は裁決の | | 二条の二第 | (第三十八 | 裁判所から | メは裁決の. | | において準 | に場合にお | 又は裁決の | 項の準用 | 一八条第一 | の裁判所か |

| 報 | |
|-------------|--|
| 平成十八年三月二十八日 | |

|条第||項の準用)

香

Ш

県

第四十五条第一項

処分等の存否等を争点とする訴訟についての

裁判所からの意見聴取に対する回答(第二十

第四十五条第一項

第四十三条第三項

第四十三条第三項

第四十三条第三項

第四十三条第三項

第四十三条第三項

| 三条第二項の準用) 三条第二項の準用) 三条第二項の準用) 三条第二項の準用) において準用する第二十三条第三項の 第一項において準用する第二十三条第三項の を求めるもの以外のものにおける裁判所からの資料の提出の要求に対する おける裁判所からの資料の提出の要求に対する を指置(第四十一条第一項において準用する 第二十三条の二第一項第一号の準用) 「京部を全点とする訴訟についての別分等の存否等を争点とする訴訟についての別分等の存否等を争点とする訴訟についての別分等の存否等を争点とする訴訟についての別分等の存否等を争点とする訴訟についての別分等の存否等を争点とする訴訟についての別分等の存否等を争点とする訴訟についての別分等の存否等を争点とする訴訟についての別分等の存否等を争点とする訴訟についての別分等の存否等を争点とする訴訟についての別分等の存否等を争点とする訴訟についての別分等の存否等を争点とする訴訟についての別分等の存否等を争点とする訴訟についての別分等の存否等を争点とする訴訟についての別分等の存否等を争点とする訴訟についての別分等の存否等を争点とする訴訟についての別分等の存否等を争点とする訴訟についての別分等の表別の単用) | 三条第二頁の集用) 三条第二頁の集用) 三条第二頁の集用) 三条第二頁の集別の中立て(第四十一条第一 でいての裁判所からの意見聴取に対する回答 に衆訴訟又は機関訴訟で処分又は裁決の取消 民衆訴訟又は機関訴訟で処分又は裁決の取消 民衆訴訟又は機関訴訟で処分又は裁決の取消 民衆訴訟又は機関訴訟で処分又は裁決の取消 |
|--|---|
| 第四十五条第四項 第二十三条の一 第四十五条第四項 第二十三条の一 第四十五条第四項 第二十三条の一 第四十六条 第四十六条 第四十六条 第四十六条 第四十六条 第四十六条 第四十六条 第四十六条 第二十三条の 第二十三条 第三十三条 | 第四十五条第四項 |
| 四十五条第四項 判所からの資料の送付の嘱託に対する回答(四十五条第四項 判所からの記録の提出の要求に対する描置(四十五条第四項 判所からの記録の提出の要求に対する固答(四十五条第四項 判所からの記録の送付の嘱託に対する回答(平成十三の三 個人情報 取消訴訟等の提起に関する事項の教示 リーニ条の二第二項第二号の準用) 場二十三条の二第二項第二号の準用) 場二十三条の二第二項第二号の準用) 場二十三条の二第二項第二号の準用) 場二十三条の二第二項第二号の準用) 場二十三条の二第二項第二号の準用) 場二十三条の二第二項第二号の準用) 場二十三条の一第二項第二号の準用) の徴収 第二十三条 の個人情報の取扱いに関する報告 の徴収 第三十三条 情報の取扱いに関する報告 の徴収 第三十三条 情報の取扱いに関する個人 情報の取扱いに関する個人 第三十三条 情報の取扱いに関する個人 第三十三条 情報の取扱いに関する間外 第三十三条 情報の取扱いに関する間外 第三十三条 情報の取扱いに関する間人 第三十三条 情報の取扱いに関する間人 第三十三条 情報の取扱いに関する間人 第三十三条 情報の取扱いに関する目答(| 別が等の存否等を争点とする訴訟における裁処分等の存否等を争点とする訴訟における裁処分等の存否等を争点とする訴訟における裁判所からの資料の提出の要求に対する措置(第二十三条の二第一項第一号の準用) |

第三十四条第

の勧告

個人情報取扱事業者に対する是正

情報の取扱いに関する助言

| | | | 1 | (Auto According to | |
|------------|--------|-----------------|--------------|---------------------|----------------------|
| | 第三十四条第 | 個人情報取扱事業者に対する是正 | r | ない かんしい | 公こすることにより個人の権利利益を下当こ |
| | 項 | の勧告に係る措置命令 | 第七条第一号八 | 写するおそれがある職の官り | ある職の官り |
| | 第三十四条第 | 個人情報取扱事業者に対する是正 | | 神である。オフ | d |
| | 互項 | の措置命令 | 7 | 出資法人の指定 | |
| | | 認定個人情報保護団体(国家公安 | 第七条第一号八 | 公にすることに | 公にすることにより個人の権利利益を不当に |
| | 第三十七条第 | 委員会の所掌事務に係る事業を目 | | 害するおそれがある職の定め | ある職の定め |
| | 項 | 的とするものに限る。以下この項 | | をなる。オカ | T |
| | | において同じ。) としての認定 | 第二十七条 | 青塅の是共こ関する施宥の隹隹 | する施宥の隹隹 |
| | 第三十七条第 | 認定個人情報保護団体の認定の公 | | | |
| | 亘項 | 示 | | | |
| | 第四十条第一 | 認定個人情報保護団体の認定業務 | 第二十七条 | 青報の是共こ関する施策の惟佳 | ずる施策の推進 |
| | 項 | の廃止の届出の受理 | - 1 | | |
| | 第四十条第二 | 認定個人情報保護団体の認定業務 | 改める。 | | |
| | 項 | の廃止の公示 | 別表八十一の三の項の次に | 一の三の項の次に次のように加える。 | ් ද |
| | 第四十六条 | 認定業務に関する報告の徴収 | | 第十四条第三 | |
| | | 認定業務に関する実施の方法の改 | 罪のない安全で安心 | | 指針の策定 |
| | 第四十七条 | 善、個人情報保護指針の変更その | なまちづくり推進条 | 第二項及び第 | |
| | | 他の措置命令 | 例 (平成十七年香川 | 十七条第二項 | |
| | 第四十八条第 | 認定個人情報保護団体の認定の取 | 県条例第五十二号) | | 指針を策定しようとする場合にお |
| | _ 項 | 消し | | | ける市町長からの意見聴取 |
| | 第四十八条第 | 認定個人情報保護団体の認定の取 | | | 指針の変更(軽易なものを除く。) |
| | 二 項 | 消しの公示 | | | をしようとする場合における市町 |
| 1 個人情報の保 | | | | | 長からの意見聴取 |
| 護に関する法律 | | 認定個人情報保護団体の認定に係 | | | 指針の変更(軽易なものに限る。) |
| 施行令(平成十 | 第九条第三項 | る申請書等の記載事項の変更の届 | | | をしようとする場合における市町 |
| 五年政令第五百 | | 出の受理 | | | 長からの意見聴取 |
| 七号) | | | | | 指針を策定しようとする場合にお |
| 別表八十一の二の項中 | | | | | ける県民及び事業者の意見を反映 |

に

を

ŕ

を

| 一項 「 |
|--------|
|--------|

部が見られる。 松浦正昭後援会 中村勝利後援会 金森 中 村 小野彦之烝 勝利 治良 金森 大林 国近 栄 治良 茂 七小豆郡小豆島町安田甲五 五 綾歌郡綾川町滝宮二四〇六 高松市川島本町三七七

香川県選挙管理委員会告示第五十六号

する。 事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表の治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七条の規定による政治団体の届出

平成十八年三月二十八日

香川県選挙管理委員会委員長竹に崎克

彦

政党の支部

| 寺市選挙区第一支部自由民主党香川県観音 | 政治団体の名称 |
|----------------------|---------|
| 名 政治団体の 称の | 異動事項 |
| 部音寺市選挙区第一支自由民主党香川県観 | 新 |
| 郡第二選挙区第一支部自由民主党香川県三豊 | 旧 |

二 その他の政治団体

| 香川県地域産業研究会 会計 | 盟 氏 | 連盟 氏 | 明日の坂出を創る会会計 | 政治団体の名称異 |
|---------------|------------------|------------------|------------------|----------|
| 氏 会計責任者の | 氏 会計責任者の 名 | 氏 会計責任者の 名 | 氏 会計責任者の 名 | 異動事項 |
| 山西靖彦 | 福田ハルミ | 古川泰雄 | 三木勝太郎 | 新 |
| 河野謙司 | 大喜多伴子 | 立岩 | 久保 法夫 | П |

香

Ш

表 す る。

平成十八年三月二十八日

香川県選挙管理委員会委員長

竹

﨑

克

彦

その他の政治団体

政治団体の名称

代表者の氏名

氏 会計責任者の

主たる事務所の所在地

八

| | 三宅正瞭後援会 | | 古市弘後援会 | | 谷本サクミ後援会 | 髙 尾幸男後援会 |
|-------------|---------|----------|--------|------------|----------------|-----------------|
| 氏 会計責任者の | 代表者の氏名 | 氏 会計責任者の | 代表者の氏名 | 氏 会計責任者の | の所在地 主たる事務所 | 代表者の氏名 |
| 三木勝太郎 | 久保 武好 | 古市レイコ | 古市レイコ | 谷本サクミ | 高岡一六四七 | 宮本正良 |
| 久保 法夫 | 横田漢 | 多田栄 | 多田栄 | 出井淳 | 村田郡三木町大字下高 | 豊島正範 |
| | | 出 | 藤川 | 届出· 資金等 | <u> </u> | り公表す |

香川県選挙管理委員会告示第五十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定による政治団

体の解散等の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。 平成十八年三月二十八日

杳川県選挙管理委員会委員長 竹 﨑 克

彦

その他の政治団体

政治団体の名称

大西毅後援会

藤川譲二を励ます会 たかまつ21世紀の会

山本よしたか後援会

香川県選挙管理委員会告示第五十八号

政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第十九条第三項の規定による資金管

理団体の取消しの届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとお

平成十八年三月二十八日印刷発行

印刷発行所 香 Ш 県

庁

| • | · | • | | • | |
|---------|----------|----------------------|---------------|-------------|--------|
| 山本 良隆 | 藤川譲二 | 届出をした者の氏名資金管理団体の取消しの | | 平成十八年三月二十八日 | り公表する。 |
| 高松市議会議員 | 国分寺町議会議員 | 公職の種類 | 香川県選挙管理委員会委員長 | н | |
| たかま | 藤川譲 | V# 177 | 会委員長 | | |

資金管理団体の名称取消しの届出のあった

竹

﨑

克

彦

たかまつ21世紀の会 藤川譲二を励ます会

1270 ▼ - - - 古紙配合率70% 白色度70%再生紙を使用しています

(購読料月極二千五百円)